

令和8年4月1日から

自転車のある一定の交通違反に 交通反則通告制度（青切符）導入！

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・

危険な交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入され、検挙後の手続きが変わります。

※ 酒気帯び運転等の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象



- 令和8年4月1日から
- 対象行為は113種類
- 対象車両は自転車
- 対象年齢は16歳以上

反則金額は

原付バイクと同等

※最高額12,000円

青切符により検挙される違反例※これらの違反は一例です。

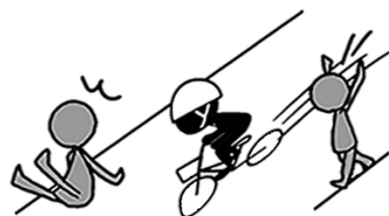
信号無視



指定場所一時不停止



通行区分違反
（歩道通行）



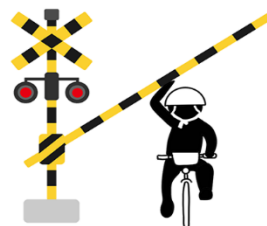
携帯電話使用等
（保持）



並進



遮断踏切立入り



★ 交通反則通告制度（青切符）や導入後の流れなどの詳細は、
福岡県警察 HP または右の二次元バーコードをチェック▶▶▶



福岡県警察

交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為 ※ 原則は指導警告

検挙の対象

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

～ 交通違反として検挙された後の流れ～

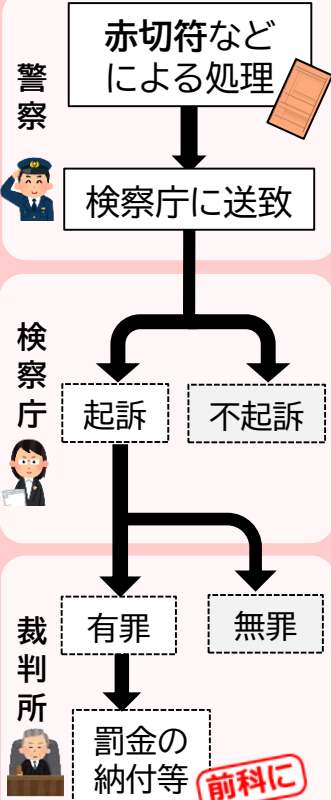
手続が
変更!!



導入前

全ての違反行為

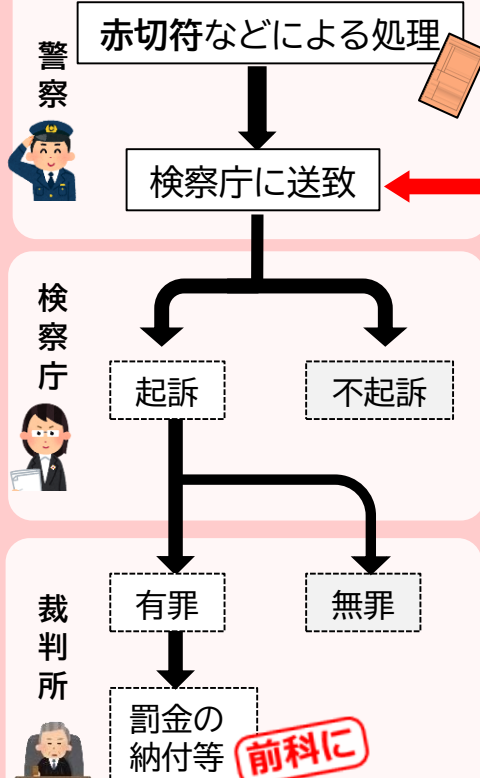
刑事手続



導入後(令和8年4月1日以降)

反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

刑事手続



反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

交通反則通告制度

